

開催日：平成29年2月1日(水)

場所：テクノサポート岡山大会議室

「事業者のための土壌汚染基礎講座」

プログラム②「土壌汚染の指定区域における管理と工事」講師：環境管理課

○形質変更時要届出区域における規制

- ・県内には形質変更時要届出区域が26件指定されており、形質変更時には法の規制対象となる。
- ・形質変更時要届出区域内で土地の形質変更を行う場合、工事の発注者は工事着手日の14日前までに知事（岡山市、倉敷市及び新見市は各市長）に届出が必要となる。
- ・形質変更の施行方法の基準に適合させる必要があり、知事が適合しないと判断した場合は、計画変更命令が発動される。
- ・例外として掘削深度が50cm未満など通常の管理行為・軽易な行為、既に着手された工事及び非常災害時の必要な応急措置等は、届出が不要である。
- ・施行方法に関する規制として、汚染土壌の飛散流出の防止措置を講じること、汚染土壌が区域内の帯水層（地下水を含む層）に接しないようにすることが規定されており、帯水層に接する場合は、準不透水層（水を通しにくい地層）まで遮水壁などを設置する必要がある。
- ・帯水層に接する場合とは、帯水層に接する汚染土壌を掘削除去する場合や、帯水層に接していない汚染土壌より深く掘削することにより、帯水層に接してしまう場合などが考えられる。
- ・帯水層に接しない場合とは、帯水層に接しない汚染土壌のみを掘削除去する場合や、帯水層に接している汚染土壌を浅く掘削する場合などが考えられる。

○形質変更時要届出区域での適正管理の事例

- ・道路工事に際し、工事区域内のガソリンスタンド跡地を土地の所有者が自主的に調査したところ、土壌溶出量基準を超える鉛が検出された。
- ・土地の所有者は、土壌汚染対策法第14条に基づく区域の指定を申請したため、県は周辺に飲用井戸はないことを確認し、形質変更時要届出区域に指定した。
- ・最終工程のアスファルト舗装に先立ち、区域の一部を1.1m程掘削する必要があった。
- ・掘削範囲に帯水層（地下水を含む地層）がある場合、遮水壁の設置などの対策が必要となるが、事前の土壌調査により帯水層の位置（3m以深）を把握していたことから、工法の制限なく工事が実施できた。
- ・本件では、事前の土壌調査による帯水層の深さの把握がポイントで、区域内の形質変更届出の帯水層に接しない工事であることを確認し、鋼矢板などの遮水壁を設置することなく形質変更が可能となった。